

生駒市の剪定業務等で発生する刈草・剪定枝・倒木等の処分について

刈草、剪定枝、倒木等の木質廃棄物等を再生処理し、木質バイオマス発電所の燃料として活用するため、ご理解とご協力をよろしくお願いします。

◎搬入先

- ㈱都市樹木再生センター（大阪府大東市大字龍間 1 2 6 6 番 5）
電話：072-869-0365

◎搬入する木質廃棄物等

- 刈草、樹木・竹（剪定枝、葉、幹、根）、家具等
 - ※ サイズ、搬入量の制限はありません。（細かく切り分ける必要はありません）
 - ※ 異なる区分の木質廃棄物等を混載して搬入することもできます。
 - ※ 樹種を問わず、搬入できます。（シュロも搬入できます）
 - ※ 木質廃棄物等は、紐で結んだり袋に詰めたりせず、土及び泥その他の異物は取り除いてください。
 - ※ この他の木質廃棄物等が発生した場合には、事前にお問合せください。



◎搬入日時

- 月曜日～土曜日（祝日を除く）午前8時～午後6時
 - ※ 搬入が込み合う場合はお待ちいただく場合があります。
 - ※ 年末年始、ゴールデンウィーク及び夏季（お盆）の休業期間があります。
 - ※ 混雑状況及び休業情報は、㈱都市樹木再生センターのホームページで確認することができます。
 - ※ 業務上の支障がある場合には、発注者の事前の承諾を得た上で、事業者様の責任において別途処分することができるものとします。

◎搬入車両・台数

- 車両の形状、大きさ及び台数の制限はありません。また、搬入車両の車番の届出は不要です。

◎手数料

- 搬入する木質廃棄物等の区分にかかわらず、10kgにつき110円（消費税込）となります。
 - ※単価については、生駒市域の公共工事等に適用される特別単価であることをご理解ください。
 - ※手数料は、剪定業務等の委託費に含むものとします。

◎その他

- 搬入に際しては、生駒市が指定する帳票を作成し、搬入する毎に提示してください。生駒市から連絡していますので、搬入にあたり㈱都市樹木再生センターへの事前連絡は必要ありません。
- 木質廃棄物等の荷下ろしは、ダンプアップ・手下ろし等の手段で事業者様が自ら行ってください。
- リアゲート（あおり）の開閉についても、事業者様が自ら行ってください。
- ㈱都市樹木再生センター内では、同センターの従業員の指示に従ってください。
- 以上の事項を厳守してください。守られていない場合は、搬入できないことがあります。
- この受入基準は、令和6年 4月 1日から適用します。